

1. クレジットカード会員規約の一部改定について

以下に改定箇所を記載しておりますので、カードご利用前に必ずご一読いただき、内容を了承のうえカードをご利用ください。(下線部が改定箇所になります。) 改定後のクレジットカード会員規約の適用日は 2015 年 2 月 9 日となります。改定後の会員規約(全文)については、お客さまがお持ちのカードの有効期限月に更新カードとあわせて送付いたします。

クレジットカード会員規約	
改定前	改定後
第 7 条 (カードの利用可能枠)	
<p>(1) <u>カードの利用可能枠は、家族会員の利用を含んで当社が審査し、決定した額までとします。</u></p>	<p>(1) <u>当社は、カードの利用可能枠を、家族会員の利用分を含んで審査のうえ決定し、定めるものとします。なお、本条に定める利用可能枠には、家族会員の利用分を含むものとします。</u></p>
<p>(2) <u>カードキャッシングの利用可能枠は、カードの利用可能枠のうち、当社が審査し別途決定した額までとします。</u></p>	<p>(2) <u>当社は、2 回払い、ボーナス一括払い、回数指定分割払い、リボルビング払い(以下、これらの支払方法を総じて、本条において「分割払い等」といいます)に係る利用可能枠(以下「顧客割賦利用可能枠」といいます。)を審査のうえ決定し、定めるものとします。顧客割賦利用可能枠は会員に対して付与されるものとします。</u></p>
<p>(3) <u>(1)(2)の利用可能枠は、当社が会員に対してカードを発送する際に同封する台紙等に表示して通知するものとします。</u></p>	<p>(3) <u>当社は、顧客割賦利用可能枠の範囲内で、かつ(1)に定めるカードの利用可能枠を上限として、カード毎に分割払い等に係る利用可能枠(以下「カード割賦利用可能枠」といいます。)を審査のうえ決定し、定めるものとします。</u></p>
<p>(4) <u>会員は、当社が認めた場合を除き、利用可能枠を超えてカードを利用してはならないものとします。なお、当社の承認なく利用可能枠を超えてカードを利用した場合は、利用枠を超えた金額を速やかに一括して支払うものとします。</u></p>	<p>(4) <u>会員がカード(カードキャッシング専用カードおよび法人カードを除きます。以下、本項において同じ)を複数枚保有する場合において、分割払い等の方法によりカードショッピングをする場合は、会員は、カード割賦利用可能枠の範囲内で、かつ顧客割賦利用可能枠を超えない範囲内において、カードショッピングをすることができるものとします。</u></p>
<p>(5) <u>当社は、カードキャッシングの利用可能枠を、第1項のカードの利用可能枠の範囲内で当社が審査のうえ決定し、定めるものとします。</u></p>	<p>(5) <u>当社は、カードキャッシングの利用可能枠を、第1項のカードの利用可能枠の範囲内で当社が審査のうえ決定し、定めるものとします。</u></p>
<p>(6) <u>本条に定める利用可能枠は、当社が会員に対してカードを発送する際に同封する台紙等に表示その他当社所定の方法により通知するものとします。</u></p>	<p>(6) <u>本条に定める利用可能枠は、当社が会員に対してカードを発送する際に同封する台紙等に表示その他当社所定の方法により通知するものとします。</u></p>
<p>(7) <u>会員は、当社が認めた場合を除き、本条に定める利用可能枠を超えてカードを利用してはならないものとします。なお、当社の承認なくカードの利用可能枠を超えてカードを利用した場合は、カードの利用可能枠を超えた金額について速やかに一括して支払うものとします。また、会員が顧客割賦利用可能枠またはカード割賦利用可能枠を超えてカードショッピングを行った場合は、当該超過分は、「翌月1回払い」として取り扱われることに会員は異議ないものとします。</u></p>	<p>(7) <u>会員は、当社が認めた場合を除き、本条に定める利用可能枠を超えてカードを利用してはならないものとします。なお、当社の承認なくカードの利用可能枠を超えてカードを利用した場合は、カードの利用可能枠を超えた金額について速やかに一括して支払うものとします。また、会員が顧客割賦利用可能枠またはカード割賦利用可能枠を超えてカードショッピングを行った場合は、当該超過分は、「翌月1回払い」として取り扱われることに会員は異議ないものとします。</u></p>

<p>(5) 日本国外におけるカードの1回当りの利用可能枠は、国別に当社が定めるものとします。</p> <p>(6) 当社は、会員または会員のカード利用が以下の各号のいずれかに該当した場合は、カードの利用を停止し、あるいは利用可能枠を減額できるものとします。</p> <p>① 会員のカード利用が本規約に違反する場合、あるいは違反するおそれがある場合、その他不審な点がみられた場合。</p> <p>② 会員の信用状態が著しく悪化した場合。</p> <p>③ 会員が、関係法令または当社が属する業界団体等の自主規制(以下「関係法令等」といいます。)に基づき当社が提出を求めた収入証明書類、その他の必要書類を提出しなかった場合。</p> <p>④ 会員の借入残高あるいは利用残高または返済額等(関係法令等の規定によっては当社以外の事業者との取引によるものを含む。)が、関係法令等に定められた上限を超過する場合。</p> <p>⑤ その他当社が必要と認めた場合。</p> <p>(7) 当社が前項の措置を講じる場合、関係法令等により通知が義務づけられている場合を除いて会員に対して特段の通知を要しないものとします。</p> <p>(8) 当社は、会員が希望し、当社が適当と認めた場合には、<u>本条項に定める利用可能枠を増額できるものとします。ただし、会員から増枠を希望しない旨の申出があった場合は増額しないものとします。</u></p> <p>(9) 会員が、当社のカード(カードキャッシング専用カードを含む。)を複数枚保有する場合は、会員はカードキャッシングを利用するカードを指定するものとします。なお、会員によるカードの指定がない場合は、当社は、カードを指定することができるものとします。</p> <p>(10) 会員は、会員または当社が(9)において指定したカード以外のカードについて、<u>カードキャッシングの利用可能枠の範囲内であっても、新たにカードキャッシングを利用することができなくなる場合があることをあらかじめ承諾するものとします。</u></p>	<p>(8) 日本国外におけるカードの1回当りの利用可能枠は、国別に当社が定めるものとします。</p> <p>(9) 当社は、会員または会員のカード利用が以下の各号のいずれかに該当した場合は、カードの利用を停止し、あるいは本条に定める利用可能枠を減額できるものとします。</p> <p>① 会員のカード利用が本規約に違反する場合、あるいは違反するおそれがある場合、その他不審な点がみられた場合。</p> <p>② 会員の信用状態が著しく悪化した場合。</p> <p>③ 会員が、関係法令または当社が属する業界団体等の自主規制(以下「関係法令等」といいます。)に基づき当社が提出を求めた収入証明書類、その他の必要書類を提出しなかった場合。</p> <p>④ 会員の借入残高あるいは<u>利用残高が</u>、関係法令等に定められた上限を超過する場合。</p> <p>⑤ その他当社が必要と認めた場合。</p> <p>(10) 当社が前項の措置を講じる場合、関係法令等により通知が義務づけられている場合を除いて会員に対して特段の通知を要しないものとします。</p> <p>(11) 当社は、会員が希望し、当社が適当と認めた場合には、<u>本条に定める利用可能枠を増額できるものとします。ただし、会員から増枠を希望しない旨の申出があった場合は増額しないものとします。</u></p> <p>(12) 会員が、当社のカード(カードキャッシング専用カードを含む。)を複数枚保有する場合は、会員はカードキャッシングを利用するカードを指定するものとします。なお、会員によるカードの指定がない場合は、当社は、カードを指定することができるものとします。</p> <p>(13) 会員は、会員または当社が(12)において指定したカード以外のカードについて、新たにカードキャッシングを利用することができなくなることをあらかじめ承諾するものとします。</p>
--	--

第 11 条 (費用等の負担) (4) 【一部削除】

<p>(4) 会員は、第32条に定めるキャッシュディスプレイ(現金自動貸付機)または金融機関のATM(現金自動預払機)を利用してカードキャッシングをしたとき、またはカードキャッシングの返済金を返済したときは、当社に対し、当該キャッシュディスプレイまたは金融機関のATM利用に係る当社所定の手数料を支払うものとします。<u>ただし、当社は、当該手数料の徴求を開始するにあ</u></p>	<p>(4) 会員は、第32条に定めるキャッシュディスプレイ(現金自動貸付機)または金融機関のATM(現金自動預払機)を利用してカードキャッシングをしたとき、またはカードキャッシングの返済金を返済したときは、当社に対し、当該キャッシュディスプレイまたは金融機関のATM利用に係る当社所定の手数料を支払うものとします。</p>
--	--

り、事前に会員に対して通知または公表するものとします。	【削除】
-----------------------------	------

※カードの種類により、条項番号および記載内容が一部異なる場合がございます。

2. リボかえ尔特約の一部改定について

※事前登録型リボ払い「リボかえル」にご登録されている方のみが対象となります。

以下に改定箇所を記載しておりますので、カードご利用前に必ずご一読いただき、内容を了承のうえカードをご利用ください。(下線部が改定箇所になります。)改定後のクレジットカード会員規約の適用日は2015年2月9日となります。

リボかえ尔特約	
改定前	改定後
第2条 (定義)	
「リボかえル」(以下「本サービス」といいます。)とは、会員が1回払いの支払方法によりカードショッピングを利用した場合において、 <u>当該取引に係る支払方法をすべてリボルビング払いに変更するサービスをいいます。</u>	<p>1. 「リボかえル」(以下「本サービス」といいます。)とは、会員が1回払いの支払方法によりカードショッピングを利用した場合において、<u>当社所定の方法により、当該利用分に係る支払方法をリボルビング払いに変更するサービスをいいます。</u></p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、会員が本サービスにより、カードショッピングを利用した場合において、当該利用分が顧客割賦利用可能枠またはカード割賦利用可能枠を超えることとなる場合には、<u>会員は当該利用分に係る代金を1回払いの方法で当社に支払うことに異議ないものとします。</u></p>